

国保制度改革に伴う県条例の整備について

国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関する条例

「国民健康保険法」の一部改正（平成27年5月29日公布）により、平成30年4月から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることに伴い、市町村に対する交付金の交付について規定する条例を制定した。（公布日 平成29年12月28日）

《規定内容》

国民健康保険法第75条の2第1項において、都道府県は、政令で定めるところにより、条例で、市町村に対し、国民健康保険保険給付費等交付金を交付するものとされているため、必要な事項を規定する。

1. 交付金の交付

（1）普通交付金

市町村による療養の給付に要する費用、国民健康保険事業に要する費用等を勘案して知事が別に定めるところにより交付する。

（2）特別交付金

市町村の財政状況、特定健康診査の費用、災害その他特別の事情等を勘案して知事が別に定めるところにより交付する。

2. その他所要の規定の整備を行う。

《施行期日》

平成30年4月1日

国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関する条例

(平成二十九年千葉県条例第三十九号)

(趣旨)

第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号。以下「法」という。）第七十五条の二第一項の規定により、県が行う国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）の例による。

(国民健康保険保険給付費等交付金の交付)

第三条 国民健康保険保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金とする。

2 普通交付金は、市町村に対し、政令第六条第二項に規定する費用を勘案して知事が別に定めるところにより交付する。

3 特別交付金は、市町村に対し、次の各号に掲げる額の合算額を勘案して知事が別に定めるところにより交付する。

一 法第七十二条第一項の規定による調整交付金のうち、当該市町村における災害その他特別の事情に応じて交付される額

二 法第七十二条第三項の規定による交付金のうち、当該市町村が行う被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療に要する費用の適正化等に係る取組に応じて交付される額

三 法第七十二条の二第一項の規定による繰入金のうち、当該市町村における財政の状況その他の事情に応じて知事が別に定める額

四 法第七十二条の五第一項の規定による負担金のうち、当該市町村による特定健康診査等に要する費用に係る額

五 法第七十二条の五第二項の規定による繰入金のうち、当該市町村による特定健康診査等に要する費用に係る額

(委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例

「国民健康保険法」の一部改正（平成27年5月29日公布）により、平成30年4月から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることに伴い、市町村からの納付金の徴収について規定する条例を制定した。（公布日 平成29年12月28日）

《規定内容》

国民健康保険法第75条の7第1項において、都道府県は、政令で定めるところにより、条例で、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するものとされているため、必要な事項を規定する。

1. 納付金の徴収

県は、年度ごとに市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収し、その額は、政令や省令、本条例で定めるところにより算定する。

2. 納付金の算定に用いる係数等

3. その他所要の規定の整備を行う。

《施行期日》

平成30年4月1日

国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例

(平成二十九年千葉県条例第四十号)

(趣旨)

第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。）第七十五条の七第一項の規定により、県が行う国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）の例による。

(国民健康保険事業費納付金の徴収)

第三条 県は、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、年度ごとに、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収する。

2 県は、国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町村が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、当該市町村に対して通知するものとする。

3 前項に規定する国民健康保険事業費納付金の額は、政令及び国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号）並びにこの条例で定めるところにより算定するものとする。

(医療費指数反映係数)

第四条 政令第九条第三項に規定する医療費指数反映係数は、零以上一以下の範囲内において知事が定める数とする。

2 知事は、前項の医療費指数反映係数を定めるに当たっては、各市町村における保険料（法第四条第三項に規定する保険料をいう。）の急激な増加が抑制されるよう配慮するものとする。

(年齢調整後医療費指数)

第五条 政令第九条第四項に規定する年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第九条第四項

第一号に掲げる値とする。

(一般納付金所得係数)

第六条 政令第九条第五項に規定する一般納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

一 政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第九条第五項第一号に掲げる額

二 政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第九条第五項第二号に掲げる額

(一般納付金所得等割合)

第七条 政令第九条第六項に規定する一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第九条第六項第一号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者数等割合)

第八条 政令第九条第七項に規定する一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数)

第九条 政令第十条第三項に規定する後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

一 政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第十条第三項第一号に掲げる額

二 政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第十条第三項第二号に掲げる額

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第十条 政令第十条第四項に規定する後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第十条第四項第一号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第十一条 政令第十条第五項に規定する後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金所得係数)

第十二条 政令第十一条第三項に規定する介護納付金納付金所得係数は、同項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

(介護納付金納付金所得等割合)

第十三条 政令第十一条第四項に規定する介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第十四条 政令第十一条第五項に規定する介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。